

## ○野洲市週休2日取組指定型工事実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、週休2日の取組を指定する工事を発注することで、誰もが働きやすい職場環境づくりを目指し、また建設業界におけるワーク・ライフ・バランスを促進するため、市が発注する週休2日の取組を指定する工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (概要)

第2条 発注者は、週休2日取組指定型工事（市が発注する週休2日の取組を指定する工事をいう。以下「週休2日工事」という。）を実施し、週休2日工事の取組に対する成果に応じて、工事成績評定にて評点を加算する等とともに、週休2日の取得に要する費用を計上するものとする。

2 週休2日工事における休暇日は、原則として毎週土曜日及び日曜日とするが、工事内容に応じて特定した2曜日とすることができるものとする。

3 週休2日工事については、発注者が週休2日の達成率が100パーセントに取り組むことを指定する発注者指定方式で行うものとする。ただし、災害に伴う緊急工事及び応急工事、単価契約工事、維持作業、現地作業が1週間に満たない工事、点検・清掃、除草等は、週休2日工事の対象外とする。

### (定義等)

第3条 この要領において「週休2日」とは、工事着手日から工事完了日までの土曜日及び日曜日（又は指定した2曜日）に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2 この要領において「現場閉所」とは、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除くものとする。

3 対象外の期間は、以下の（1）及び（2）の期間をいう。なお、1週間は、月曜日から日曜日までの周期とする。

(1) 次に該当する期間を含む週単位の期間とする。

ア 契約日から現場施工に着手する日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等を開始するまでの期間）

イ 工期の終期日から20日前又は工事完了日のうち早い日から工期の終期日までの期間

ウ 工場製作のみの期間

エ 工事全体を一時中止している期間

オ 夏季休暇（3日）及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(2) 次の項目を休暇日に行う場合、その日を含む週単位の期間とする。

ア 緊急時対応等（現場での事故等を含む。）

- イ 天災等により現場が被災した場合、又は被災を回避するため突発的な作業
  - ウ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する作業
  - エ その他現場条件等により監督職員の指示に基づき休業日に行う作業
- 4 祝日又は天候（降雨、降雪等）により休工とした日は、前項第1号及び第2号の対象外の期間とはしない。
- 5 工事の完了日は、工事請負契約を履行した通知である工事完了届書を提出した日をいう。
- 6 現場閉所率は、次の算定式により算定するものとする。なお、対象期間は、工事着手日から工事完了日までのうち、第3項の対象外の期間を除いた期間をいう。

$$\text{現場閉所率（パーセント）} = \frac{\text{休業日において現場閉所を行った日数}}{\text{対象期間の週数} \times 7} \times 100$$

（実施方法）

第4条 入札段階（入札公告・通知、特記仕様書）で、週休2日工事の対象であることを明記する。

2 週休2日は、原則として毎週土曜日及び日曜日又は特定した2曜日とするが、施工条件、施工場所等により、これにより難しい場合は、発注者が事前に次の各号のとおり入札公告等により明示を行う。または、受注者から提出される施工計画書に記載した工事工程表等により、協議を行うものとする。

(1) 特記仕様書の記載例

本工事は、発注者が週休2日の達成率が100パーセントに取り組むことを指定する発注者指定方式工事である。費用の計上に当たっては、本実施要領に基づき、行うものとする。受注者においては、休業日を明示した工事工程表を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。

(2) 工事着手前

週休2日の取組に当たり、次の項目の確認等を行い、受注者の責によらない理由で週休2日に取り組むことが不可能な場合は、工期について協議を行い、監督職員は必要に応じて工期を変更するものとする。

ア 受注者が、休業日を明示した工事工程表を作成した上で、監督職員と工程を協議し、土曜日及び日曜日（又は特定した2曜日）を休業日とする週休2日が実施できることを確認する。工事工程表により確認できない場合は、工事工程表を再提出し、又は再協議により確認するものとする。

イ 工事工程表及び工事施工体制について、週休2日の実施が可能か不可能かの観点により、受発注者の双方により確認し、工期に影響のある事項を共有するものとする。

ウ 対象外となる作業が事前に確認できるものについては、事前に協議を行うものとする。

(3) 工事実施期間中

ア 当該工事が週休2日工事であることを示す看板（以下「週休2日看板」という。）を工事現場において明示することとする。

イ 週休2日看板は、受注者の負担により適切な場所に設置し、工事期間中も受注者が管理するものとする。

ウ 週休2日看板は、サイズを問わないが、一般の通行者等が確認しやすいよう工夫をすること。

エ 監督職員は、必要に応じて実施状況を確認するものとする。

（現場閉所の確認方法等）

第5条 受注者は、現場閉所日の実績を打合せ簿等により市に報告する。

2 発注者は、書類の作成が受注者の負担とならないように考慮し、閉所予定・実績が記載された既存資料により実績報告のあった現場閉所を次の各号のとおり確認するものとする。

(1) 工事実施期間中

ア 休暇日の確認

週休2日の実施状況は、受発注者の双方が、工事工程表や工事日報等により概ね1月単位（履行報告と同時期等）で確認する。受注者は、監督職員が工事日報等の提示を求めたとき、速やかにこれを応じること。

イ 確認資料の作成

受注者は、工事日報等へ天候（降雨、除雪等）により休工とした日を明示し、必要に応じて工事箇所の降雨状況の写真を撮影するなど受注者の責によらず休工としたことが確認できる資料を作成する。

ウ 天候による休工の確認

アの確認時にイの資料により監督職員は天候による休工が適当であったことを確認する。ただし、監督職員との協議により工事箇所の降雨状況の写真資料を作成する必要がない場合は、この限りでない。監督職員は、前日から降雨が続くなど休工となることが明らかな場合は資料の作成を求めないものとし、資料は必要最低限とする。また、既存資料で確認できる場合はこれに代えることができる。

エ 対象期間における天候（降雨、除雪等）により休工とした日の取扱いについて

天候（降雨、降雪等）により休工とした場合は、監督職員との協議により、天候（降雨、降雪等）により休工とした日以後の対象期間の休暇日と振替を行うことができる。

オ 受注者は、工事完了予定の概ね2週間前に、発注者に対象期間内の週休2日の実施状況の見込みについて工事日報等により提出するものとする。

(2) 工事完了時

対象期間内全ての週の実施状況について、工事日報等により受発注者の双方で確認するものとする。

(不履行に対する措置)

第6条 施工計画書に記載した工事工程表等が週休2日の取組を前提としていない等、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、発注者からの再三の指示に対しても従う意思が見られなかった場合は、内容に応じて工事成績を減ずる措置を行うものとする。また、週休2日の達成状況を確認後、現場閉所率が28.5パーセントに満たないものは、締結された建設工事請負契約約款で規定される請負代金額の変更方法等に基づき、週休2日の取得に要する費用の補正分を減額変更するものとする。

(評価)

第7条 現場閉所の実施状況に応じて、工事成績評定により評価を行う。

- 2 受注者は、任意様式により現場閉所の実施結果を監督職員に報告し、監督職員とともに当該実施結果を確認する。この報告に基づき、発注者が工事成績評定の評価内容及び必要となる費用の計上に関して決定する。
- 3 工期延期等、工期に変更が生じた場合の対象は、変更後の工期とする。
- 4 履行遅延や工程管理が不良と認められた場合は、実施結果に関わらず、工事成績評定の評価は行わない。
- 5 第3条第3項の対象外の期間を除き、工事実施期間中に休暇日の確保が困難な事象が生じても、原則として評価の対象期間の計算から控除しない。

(週休2日の取得に要する費用)

第8条 本実施要領における週休2日の取得に要する費用は、滋賀県が定める「(土木工事版)週休2日取組指定型工事実施要領」及び「(営繕工事版)週休2日取組促進型工事実施要領」に準拠して計上するものとする。ただし、本文の規定による積算方法等により難しい工事においては、費用計上を行わないことができるものとし、この場合は、入札段階(入札公告・通知、特記仕様書等)で費用計上の対象外であることを明記するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのないことは、受発注者間の協議により決定するものとする。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。